

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
一般財団法人茨城県交通安全協会行動計画

男女を問わず本協会の職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間

2 計画の推進（具体的実施項目）

【女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供】分類①

目標1：専門職（自動車学校教習指導員）への女性登用の促進
女性の少ない専門職（自動車学校教習指導員）の女性比率を20パーセントまで引き上げる。
目標1-2：男性の育児休暇取得率100%

【取組内容】

- ・令和9年4月～年度ごとに検証を行い登用促進を目指す。
- ・令和10年10月～採用状況を途中検証し、採用者の女性比率が上がっていない場合、採用時期に合わせ、積極的な採用活動を実施する。

【職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備】分類②

目標2：所定外労働時間の抑制
職員全体の残業時間を月平均7時間以内とする。

【取組内容】

- ・令和9年4月～各種会議等で、所定外労働の抑制に向けた職場環境づくりの周知指導を行い雇用環境の整備を推進する。
- ・令和10年10月～各部署における所定外労働の問題点を検証し、所定外労働時間の抑制についての検討を実施する。

目標3：年次有給休暇の取得促進
年次有給休暇の年間平均取得日数を14日以上とする。

【取組内容】

- ・令和9年4月～各種会議等で、随時、年次有給休暇の積極的な取得を促す。
- ・令和10年10月～年次有給休暇の取得状況を検証し、取得率が低い職員と上司に対し、年次有給休暇の積極的な取得を促す。

目標4：所定外労働時間の削減
水曜日にノー残業デイを実施する。

【取組内容】

- ・令和9年4月～各種会議等で、毎週水曜日がノー残業デイに指定されていることを周知するなどして、所定外労働を抑制する。
- ・令和10年10月～各部署における所定外労働の問題点を検証し、所定外労働時間の抑制についての検討を実施する。

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

一般財団法人茨城県交通安全協会情報公表

(公表日 令和8年5月1日)

1 労働者に占める女性の割合

(1) 協会職員全体に占める女性の割合

労働者に占める女性の割合	全体 (人)	内 訳 (人)		女性比率
		男 性	女 性	
	317	147	170	53.6%

(2) 自動車学校教習指導員の状況

	全体 (人)	内 訳 (人)		女性比率
		男 性	女 性	
自動車学校教習指導員数	58	50	8	13.8%

令和8年1月1日現在

2 男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性賃金の割合)

対象期間：令和7年度 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)	
全職員	89.6%
正規職員	73.7%
非正規職員	162.8%

※賃金：基本給、各種手当、賞与等を含む (退職手当、通勤手当を除く。)

※正規職員：正規雇用契約に基づき期間の定めなくフルタイム勤務する職員
(ただし60歳までの定年制)

※非正規職員：正規職員以外の職員

3 職員の残業時間の状況 (令和7年度)

職員1人あたりの月平均時間外数 4.52 時間

4 男女別育児休業等取得率 (令和7年度)

男性 50% 女性 100%

5 男性の配偶者出産休暇取得率 (令和7年度)

$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者}} = \frac{1}{2} = 50\%$